

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

石垣市長 中山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年2月14日

石垣市長 中山 義 隆

- 1 事故名
公用車の事故
- 2 相手方
[REDACTED]
[REDACTED]
- 3 発生日
令和5年11月8日（水）
- 4 発生場所
石垣市字登野城152番地（石垣市立適応指導教室あやばに学級敷地内広場）
- 5 事故の概要
適応指導教室あやばに学級の会計年度任用職員（指導員）が調理実習の買出しに行こうと方向転換のためバックした際、後方に駐車していた相手方車両の右側面に衝突。双方に人的被害はないが、相手方の車両はおおきくへこみが生じた。事故の責任の割合は、当方100%、相手方0%であった。
相手方車両は右側後方のドア全部の取り換えを要し、修繕の費用は222,440円とのことであった。石垣市が加入する全国市有物件災害共済会に確認すると、全額補償の対象とのことであった。
- 6 損害賠償額
222,440円